

神港神第 1750 号  
令和 3 年 3 月 30 日

神戸港港湾施設使用者 各位

神戸港港湾管理者  
神戸市長 久元 喜造

令和 3 年度港湾施設使用料金等の納付期限猶予の継続について（通知）

平素は、神戸市港湾行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、新型コロナウイルス感染症の経営環境への影響を考慮し、港湾関連事業者の事業継続に対する側面的な支援として、下記の要件に該当する事業者を対象として、令和 3 年度においても港湾施設使用料金等の納付期限を猶予することといたしましたので通知いたします。

記

1. 対象者

令和 3 年 4 月から令和 3 年 8 月までに港湾施設使用料の納付書が送付された方  
※電気・上下水道の各償還金は除きます。（公共岸壁使用料金等は別途通知）  
※納付方法が口座振替の場合は、事前の連絡が必要です。

2. 猶予期間の延長期限

令和 3 年 9 月 30 日（木）

3. 申請期限

①納付書払いの方

各月または四半期に発行される納入通知書が届いた当月の月末まで。

②口座振替払いの方

口座振替については、振替中止手続きが必要なため、事前連絡が必要です。

令和 3 年 4 月 9 日（金）迄に下記の連絡先に連絡のうえ、申請してください。

※事前に連絡がない場合は、口座振替を中止することができないため、口座から引き落としされます。

4. 猶予要件

令和 3 年度については、次の要件を満たす場合に限り再猶予いたします。

①申請時において、延滞金を含む港湾施設使用料金等の未納がないこと。

②港湾施設使用料金等の納付が困難な状況であると認められること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税等の税金の徴収猶予または固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が許可されたことが分かる通知書の写しの添付が必須です。

⇩ 裏面につづく

## 5. 申請手続

別紙「令和3年度港湾施設使用料等の納付期限猶予申請書」を提出のうえ、下記の添付書類が必要です。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税等の税金の徴収猶予又は固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が許可されたことが分かる通知書の写し  
若しくは、新型コロナウイルス感染症の影響による類する徴収猶予または、特例措置が許可された通知書の写し
- ②納付期限の猶予を依頼する納付書（口座振替の場合は除く。）

## 6. 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請とします。

事前に申請書及び添付書類を確認する必要があるため、下記のメールアドレスに上記の申請書及び添付書類等のPDFを添付し、お送りください。

メール確認後、担当者からご連絡させていただきますので連絡後に申請手続きに必要な書類等の送付をお願いいたします。

### 【メールアドレス】

[port\\_kanri@office.city.kobe.lg.jp](mailto:port_kanri@office.city.kobe.lg.jp)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事前確認及び郵送申請にご協力をお願いいたします。

## 7. その他

- ・今回の納付期限猶予措置は、港湾施設使用料等を減免するものではありません。
- ・猶予された納付期限までに納付しない場合や納付期限の翌日以降に納付された場合は、延滞金が発生します。
- ・審査承認後、納付期限を猶予した納付書を郵送いたします。
- ・電気使用料及び上下水道使用料等の各償還金は対象外です。
- ・従前の納付方法が口座振替の場合は、納付書による対応になります。

### 【問い合わせ郵送先】

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目1-1

ポートアイランドビル6階

神戸市港湾局神戸港管理事務所

TEL: 078-304-2501 (担当) 中本

(受付時間) 午前9時から午後4時まで